

入契法及び公共工事標準請負契約約款の改正に伴う対応について

検査契約課

1. 要旨

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和6年6月14日に建設業法及び入契法が改正され、令和7年12月12日に全面施行されました。また、この改正を踏まえて公共工事標準請負契約約款も改正されました。

この改正に伴い、入札・契約制度を改正します。

2. 入札・契約制度の改正内容

(1) 入札制度（入契法 第12条・13条）

対 象

令和8年6月1日以降、公告・指名通知を行う建設工事

対 応

入札参加者：入札時に提出する「工事費等内訳書」に「労務費」・「材料費」・「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費の事業主負担額）（建設業退職金共済制度の掛金）（安全衛生経費）」（以下「労務費等」）を記載することが必要となります（記載がない場合は入札無効）。

※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としないこととします。

発注者：「工事費等内訳書」について確認（労務費ダンピング調査）を行います。労務費ダンピング調査については、『労務費に関する基準（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）』・『労務費に関する基準の運用方針（令和7年12月国土交通省）』・『労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月 国土交通省）』を参照してください。

(2) 契約制度（工事請負契約約款 第3条）

対 象

令和8年6月1日以降、工事請負契約約款を用いて契約する建設工事

対 応

受注者：労務費等を記載した「請負代金内訳書」を契約後14日以内に提出。

発注者：法定福利費のみを確認します。